

ふるさと納税制度を活用した精神障がい者の自己肯定感を高める社会貢献活動への一考察

新潟医療福祉大学社会福祉学科・山口 智

【背景】

ふるさと納税制度は、端的にいうと個人住民税と所得税の一部を、納税者が選択する自治体に回せるようにする仕組みである。当時の総務大臣は2007年5月1日、都会生活者が、住民税の1割程度を生まれ故郷の自治体に払えるようにする「ふるさと納税」を提唱した。背景には政府・与党が04年11月に決定した三位一体改革がある。同改革は、(1)国から地方への補助金の削減、(2)地方交付税交付金の削減、(3)国から地方への税源移譲を内容としており、地方財政を悪化させた。総務省の諮問機関である「ふるさと納税研究会」(座長：島田晴雄千葉商科大学学長)は07年6月1日、第1回会合を開き、「ふるさと納税」構想の制度設計に着手した。会合では住民税の一部を居住地以外の自治体に納める制度や、自治体への寄付金を住民税から税額控除する制度案などが報告され、08年度税制改正での実現を目指す¹⁾、としている。そこで、この制度の活用を通して、世間より精神障がいに対する根強い差別や偏見を受けてきた精神障がい者(以下、「障がい者」とする)の自己肯定感を高める社会貢献活動の構築を目指すこととした。

【方法】

生活困窮者として位置づけられている障がい者を対象者とし、関係文献および資料を収集・検討した。そして、自己肯定感を高める視点とふるさと納税制度の活用との関連性から筆者が抽出したキーワードに則ってクラスター分析をし、イメージ構造の解析を行った。補足として、客観的なデータによって障がい者の置かれている状況を明らかにするために、今まで蓄積した面接記録等の既存資料も活用した。

【結果】

ふるさと納税制度を活用するためには、障がい者の経済的負担が生じるが、法令により定められた障害等級表(1級・2級)による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給される。ちなみに、平成26年4月分からの年金額は966,000円/年(1級)、772,800円/年(2級)である。障がい者の生活支援における経済基盤となっている障害年金の意義について、青木は、①生活の基礎的な部分への充当(衣食住をはじめとする直接的な効果)、②社会的扶養(親からの小遣いの授受というような精神的な呪縛からの解放)、③生活の広がり(余暇活動への参加等)、④現実感の芽生え(障害年金が振り込まれる預貯金通帳の自己管理を通しての生活観の醸成等)、⑤生活支援者との信頼関係の構築(障害年金支援プロセスを通して支援者の意義と役割の明確化)、⑥視点の広がりによる障害受

容(上記①～⑤を通して、物理的及び意識面での世界が広がることによる視点の変更)²⁾の6点を挙げている。本研究では、③生活の広がり(余暇活動への参加等)に焦点をあて、ふるさと納税制度の活用というスキームを明確に示すことにより、納税者が税金の納付先や使い道を選択できるという障がい者が今までの生活のなかで多くの制約を受けてきた「自己選択から自己決定に至るプロセス」を体感できる。EBP(科学的根拠に基づく実践[Evidence-Based Practice])の一つであるIPS(個別就労支援プログラム[Individual Placement and Support])が提唱されており、多くの障がい者は、一般的にいわれる就労を通じた“生きがい”を求める視点も持ち合わせているが、障がい者個人としての“社会貢献をしていく自分”“自発的な他者へのコンタクト”という質的な価値を求めるキーワードの重要性が浮かび上がった。

【考察】

地方自治体の歳入・歳出総額は2013年度地方財政計画によれば81.9兆円、地方税収入は36.3兆円であるから、地方税収入は地方自治体の歳入・歳出の約40%にすぎない。国には地方の財政収入の不足を補い地方自治体が本来なすべき住民の福祉の増進のために地方交付税や国庫負担金を支払う義務がある。その地方自治体の歳入不足は、ふるさと納税のみで解決されるものではない。しかし、障がい者個人の利益という観点では、“ふるさと”へ2,000円を超える寄付を行った場合に、住民税と所得税から一定の控除を受けられる(出身地以外も可)。なおかつ、節税だけではなく、寄付の使い道(子育て、教育、福祉、芸術文化活動等)も指定できる。また、半数の自治体では、寄付の特典として、地域の特産品等(感謝状を含む)を受け取れる。このことにより、「寄付行為を行った」という事実行為のみで終結しない“一貫性のある相互関係の形成”が、障がい者の生活に潤いを与える一助となる。

【結論】

今回は、ふるさと納税制度を活用するための総論を示した。今後については、手続きの流れ(寄付先の選択、寄付の申し出、寄付をする、寄付の証明書を受領、確定申告の実施)と具体的な活用場面と支援の方策等についての各論を示す必要がある。障がい者への情報提供のみに留まらない社会貢献活動としてのスキームの明確化が求められる。

【文献】

- 1) 「知恵蔵 2014」<http://kotobank.jp/word/%E3%81%B5%E3%82%8B%E3%81%95%E3%81%A8%E7%B4%8D%E7%A8%8E?dic=chiezo> (アクセス：2014年8月18日)
- 2) 青木聖久「地域で生活している精神障害者の自己実現を支えるケア技術」『精神科看護』2000；27(5)：61-64。